

り よ う け い や く し ょ
利 用 契 約 書

しゃかい ふ く し ほうじん ふくずみかい
社会福祉法人福角会

して い きょうせい が たつうしよ かい ごじぎょうしよ
指定共生型通所介護事業所

も あ
MORE

MORE 利用契約書

MOREの利用を希望する者(以下「契約者」といいます。)と社会福祉法人福角会(以下「事業者」といいます。)は、事業所が契約者に対し提供する共生型通所介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める共生型通所介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する共生型通所介護の内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「共生型通所介護計画」といいます。)は、別紙『(重要事項説明書)』に定めるとおりとします。

第2条(期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(共生型通所介護計画の決定・変更)

事業所の管理者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の共生型通所介護計画を作成するものとします。

2 事業所の管理者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、共生型通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業所の管理者は、共生型通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業所の管理者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、共生型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、共生型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、共生型通所介護計画を変更するものとします。

5 事業所の管理者は、共生型通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える共生型通所介護を提供するものとします。

2 前項の他、事業者は、健康診断、予防接種等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供する

場合があります。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

第6条(サービス利用料金の支払い)

事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町から給付を受ける額(以下「介護保険給付額」といいます。)の限度において、契約者に代わって市町から支払いを受けます。

2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:負担割合に応じた額)を事業者に支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い))

3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

4 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

5 契約者は、サービスの対価として別紙(重要事項説明書)に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

一 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月末までに契約者に送付します。

二 契約者は、当月の料金の合計額を翌々月10日払いで支払います。(金融機関が休みの場合は翌営業日)

三 事業者は、契約者からの料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。ただし、銀行振り込みの場合は振り込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第7条(利用日の中止・変更)

契約者は、利用期日前において、共生型通所介護の利用を中止又は変更をすることができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用日の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条(利用料金の変更)

第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条(事業者及びサービス従業者の義務)

事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮

するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する共生型通所介護の提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条(守秘義務等)

事業者及びサービス従業者は、共生型通所介護を提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 事業者及びサービス従業者は、サービス提供する上で知り得た契約者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 5 事業者は、契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者およびその家族等の個人情報を用いませぬ。

第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第12条(身体拘束の禁止)

事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

第13条(虐待防止のための措置)

事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置するとともに、従業者に研修を実施する等の措置を講じます。

第14条(個人情報の保護)

事業者およびその従業者は、契約者の個人情報について、関係法令およびガイダンス等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

- 2 個人情報の取扱いに関する契約者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

第15条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第18条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- 六 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条(契約者からの中途解約)

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第8条第3項により本契約を解約する場合

- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者が施設に入所した場合
- 四 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第20条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める共生型通所介護を実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従業者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第21条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者等が暴力・暴言・威嚇・性的言動・不当要求等により職員または他の利用者に対して著しい迷惑や危険を及ぼすおそれがあるとき。
 - ① 上記の行為が繰り返され、改善の見込みがないと判断されるとき。
 - ② サービス提供に必要な信頼関係を維持することが困難であるとき。
 - ③ その他、事業運営上やむを得ない事由があるとき。

第22条(精算)

第 19 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第23条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条(利用者等による不当な言動等への対応)

利用者またはその家族その他関係者(以下「利用者等」という。)は、職員その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。

- 2 事業所は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
- 3 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業所は次の措置を講ずることができます。
 - 一 面談や電話等の制限
 - 二 職員立会いのもとでの対応限定
 - 三 サービス内容・方法の一時的な変更または中止
 - 四 サービス利用契約の解除(やむを得ない場合に限り)
- 4 上記の措置を講ずる際には、事業所は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関(相談支援事業所、市町村担当課等)と連携します。
- 5 利用者等の言動が、職員や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等関係機関への通報を行うことができます。

第25条(安全なサービス提供環境の確保)

事業所は、利用者及び職員双方が安心してサービスを受け・提供できる環境を確保するため、ハラスメント防止に関する方針を定め、周知に努めます。

- 2 利用者及び家族は、職員に対する不当な言動を慎み、相互の信頼と尊重のもとにサービス提供が行われるよう協力するものとします。

第26条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第27条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(契約者)住所

氏名 _____ 印

(立会人)住所

氏名 _____ 印
本人との関係()

(事業者)
所在地

愛媛県松山市福角町甲1829番地

事業者名

社会福祉法人福角会

代表者

理事長 山崎 隆 _____ 印

(事業所)
所在地

愛媛県松山市福角町甲1434番地1

事業所名

MORE

管理者 青野 一 _____ 印